

《お知らせ》

当庁破産・再生係（本庁，魚津支部，高岡支部）では，現状を踏まえ，業務縮小に伴い，以下のとおりとさせていただきます。

その他については，個別に各担当係に御確認ください。

御迷惑をおかけしますが，感染拡大防止のため，御理解と御協力をお願い申し上げます。

（※5月8日追記 5月15日まで引き続き同様に取り扱われます。なお，破産事件の債権者集会等の延期後の次回期日については，担当係までお問い合わせください。5月18日以降については，追ってお知らせします。）

1 破産事件の債権者集会及び免責審尋期日

5月7日（木）までに期日指定されている債権者集会及び免責審尋期日は延期します。実質的な審理は行いませんので，関係者の方々は裁判所にお越しになる必要はありません。

延期後の次回期日については，約3か月先に指定されますが，個別事件の詳細は，後日，各担当係にご確認ください。

なお，今後の状況によっては，5月8日以降の債権者集会を延期することがありますので，最新の情報をホームページにより御確認くださいようお願いします。

2 新件の申立てについて

申立ての受付はいたしますが，緊急性のある事件以外は処理を停止します。緊急性のある事件については，申立ての際，その事情を御説明ください。

（破産・再生係 連絡先番号）

本庁 076-421-6159

魚津支部 0 7 6 5 - 2 2 - 0 1 6 0 (代表)

高岡支部 0 7 6 6 - 2 2 - 5 1 9 3